

平成 25 年 2 月 1 日
水 沢 信 用 金 庫

「経営革新等支援機関」の認定取得について

水沢信用金庫（理事長 及川 富美人）は、「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

当金庫は、「経営革新等支援機関」として、中小企業の支援体制を強化するとともに、今後もより一層コンサルティング機能を発揮し、地域経済の発展に努めて参ります。

※経営革新等支援機関認定制度とは

税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

記

1. 認定日

平成 25 年 2 月 1 日

2. 経営革新等支援機関の業務内容

- ・ 創業支援 ・ 事業計画作成支援 ・ 事業承継支援
- ・ 経営改善支援 ・ 販路開拓、マーケティング支援
- ・ 金融・財務支援 ・ 業務改善支援

3. 経営革新等支援業務の実施体制

- ・ 統括部署 融資部企業支援課
- ・ 相談窓口 各営業店

4. 経営革新等支援機関認定の効果

- ・ 認定を受けた経営革新等支援機関は、中小企業基盤整備機構より専門家派遣等を受けることが可能となります。
- ・ 認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けた中小企業のお客さまは、信用保証協会の経営力強化保証制度をご利用いただけるようになります。

以上